

「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」
開催要綱

(目的)

第1条 我が国の危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加するなど、近年、危険物等に係る事故は高い水準で推移している。他方で、昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しており、危険物施設においても安全性、効率性を高める新技術の導入により効果的な予防保全を行うことなど、スマート保安の実現が期待されている。

また、環境問題への関心の高まりから、大容量のリチウムイオン蓄電池の利用が増加している。

これらの状況を踏まえ、今後における危険物施設のスマート保安化等に柔軟な対応ができるよう調査検討を行うことを目的として、「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」（以下「検討会」という。）を開催するものである。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) プラントにおける屋外貯蔵タンクの可燃性蒸気滞留範囲の明確化に関する事項
- (2) セルフ給油取扱所における AI 等による給油許可監視支援に関する事項
- (3) キュービクル式リチウムイオン蓄電池の一時的な貯蔵に関する安全性の検討に関する事項
- (4) その他危険物施設のスマート保安化等に関連する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が任命する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、任命日から令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、令和3年7月9日から実施する。